

中泊町における農林漁業の健全な発展と調和のとれた  
再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する

# 基本的な計画

平成29年1月17日 策定



青森県中泊町

Nakadomari Town

## 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

第2次中泊町長期総合計画（2016年策定）では、生活環境施策として「環境にやさしく資源を循環するまち」を目指すことが記載されており、風力や太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用を図って環境負荷の少ない、環境意識の高いまちづくりを目指すことが謳われている。また、中泊町新エネルギービジョン（2007年策定）では、町内に賦存する新エネルギーの利用可能性量のほか、バイオマス発電の促進や民間風力発電事業への協力などが明記されている。



上述の町長期総合計画中には、産業振興施策として農林水産業に関する基本目標も記載されており、近年の農業情勢の変化も踏まえた農業の生産性向上、安定した経営基盤確立に向けた担い手の育成や、漁業後継者の育成及び海の環境保全といったことが記載されている。それを受けた具体的な施策では、農業・漁業ともに

①基盤の整備 ②経営の安定化 ③後継者・人材の育成 ④加工・流通体制確保  
といったことが謳われ、そのほか特色ある農業の推進や水産物の鮮度・品質向上、守り育てる漁業への転換といった施策を推進することとしている。



【広大な水田が広がる中里地域】

当町の第1次産業に従事する割合は約24%（平成22年国勢調査）であり、昭和50年の約68%と比較すると高齢化等の要因もあって著しく減少しているが、町の面積の約18%を占める田畑の中でも、3,828haのうち水田が3,411haと大宗を占めることから、近年の米価下落の影響は非常に大きい。農

業分野においては、大規模化、汎用化に対応するための計画的な基盤整備など、農家の経営安定に資する取り組みが求められている。

一方、当町小泊地域の基幹産業である漁業に関しては、燃油の高騰や魚価の低迷などのほか、こちらも高齢化等により就業者数が減少している現状がある。獲るだけでなく守り育てる増養殖事業の推進や、付加価値を高める鮮度保持施設等の整備などが求められる。

さらに、林業に関しては、当町の経営体は零細であり、面積のほとんどが国有林であるという理由から、いまだ有効利用がされているとは言い難い状況となっている。また、林業についても高齢化の弊害は出ており、適切な管理が困難となっているほか、外材の輸入増加といった逆風もあって、経営は厳しいと言わざるを得ない。しかし、全国的なバイオマス発電普及により、むしろ木材資源は足りない状況であることをふまえると、今後は有効利用されてもおかしくない資源であることから、林道整備等による保全を図りながら、森林の公益的機能の保持に努め、木材を有効活用する取り組みを推進する必要がある。

当町のエネルギー資源に関しては、町新エネルギービジョンで賦存する利用可能性量が明記されているものの、特に風力に関しては有効活用が進んでいない状況にある。その風力に関しては、利用可能性量が最も多い43,407MWh(156,265GJ)と豊富であり、好風況地が町内に存在することから、未利用資源である「風」を再生可能エネルギー源として活用し、経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結びつけるとともに、これを継続させ、地域の農山漁村の活性化、自立的発展を図っていくこととする。



具体的には、

- ①未利用資源の発掘・活用に関する情報収集・研究
- ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギー固定価格買い取り制度、通称「FIT」)を契機に町に設備を整備しようとする再生可能エネルギー発電事業者と、行政及び住民の適切な協力関係構築
- ③発電事業者の利益だけでなく、地元への利益も配慮した再生可能エネルギー普及事業の推進
- ④農林漁業者の経営安定につながる取り組みの強化
- ⑤必要な農林地等の確保を図りながら地域活性化に向けた施策を推進
- ⑥地域の農林漁業者による発電事業への積極的な助言・協力

といった方針を基本とし、住民及び発電事業者が手を取り合って、町の活性化に向けて努力することを目指す。

## 2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在及び面積は、以下のとおりとする(地図等の詳細は別紙参照)

地区	区域の所在	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備 考
		登記簿	現況		
a-1	中泊町大字田茂木字若宮 3395番地4地先	—	水路等	4,701	風力発電設備(13基)の整備
a-2	中泊町大字田茂木字若宮 3375番地3地先	—	水路等	4,400	
a-3	中泊町大字田茂木字若宮 3358番地3地先	—	水路等	4,174	
a-4	中泊町大字田茂木字若宮 3338番地3地先	—	水路等	5,147	
a-5	中泊町大字田茂木字若宮 3293番地3地先	—	水路等	5,752	
a-6	中泊町大字田茂木字若宮 3274番地3地先	—	水路等	5,734	
a-7	中泊町大字田茂木字若宮 3253番地3地先ほか 計2筆	—	水路等	11,304	
a-8	中泊町大字田茂木字若宮 2794番地4地先	—	水路等	5,109	
a-9	中泊町大字田茂木字若宮 2781番地6地先ほか 計2筆	—	水路等	4,695	
a-10	中泊町大字田茂木字若宮 2752番地5ほか 計8筆	田、原野、公 衆用道路	田、原野、 道路	723.12	
a-11	中泊町大字田茂木字若宮 4896番地5ほか 計5筆	田、用悪水 路	田、水路	778	
a-12	中泊町大字田茂木字若宮 4875番地4ほか 計4筆	田、用悪水 路	田、水路	781	
a-13	中泊町大字田茂木字若宮 4683番地4ほか 計4筆	田、用悪水 路	田、水路	794	
b	中泊町大字薄市字花持 580番地1	雑種地	雑種地	2,060	附属設備の整備

## 3

## 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類及び規模は、以下のとおりとする(地図等の詳細は別紙参照)

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
a	風力発電	29,900kW	全15基中(※)の13基(2,300kW×13)、うち4基が農地
b	附属設備	20,736~22,464kWh	出力変動緩和のための蓄電池設備

※隣接する五所川原市(2基)と同一事業(2,300kW×15基、総出力 34,500kW)

## 4

## 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及びその方策

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る事項
a	なし	なし
b	なし	なし

## 5

## 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

本項に関しては、その取り組みを行う原資とするため、発電事業者の売電収益の中から一定程度の資金協力を得ることとする。その用途については、中泊町再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会(以下、「協議会」という)における議論を基本としながら、地域の農林水産業と協調を保てるよう、農林水産業団体の要望等を精査したうえで、地域の農林水産業へ寄与する事業に活用することとする。

また、活用事業については毎年度見直しを行い、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに、幅広い農林水産業の振興策実施を目指す。

### (1) 自然環境との調和

当町は「もったいない町民運動による循環型まちづくり条例(通称:もったいない条例)」を制定している町である。当該条例では「町、町民及び事業者が協働してまちづくりに取り組み、自然豊かで活力ある中泊町を形成し、次の世代へ引き継ぐこと」を目的とし、また「健全な自然環境が保全され、町民が楽しく働き、健康で快適な暮らしのできる持続可能な町を実現すること



【夕暮れ時の水田と岩木山】

(条例第3条第1項)」「資源やエネルギーの消費抑制、新エネルギーの利用促進に努めるとともに、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、適正な資源循環を確保する町を実現すること(条例第3条第2項)」が基本理念として謳われていることから、地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に及ぼす影響を考慮しながら、必要に応じて調査・検討を加え、自然環境の保全に十分配慮するものとする。

なお、環境影響評価法に基づく対象事業の実施においては、発電事業者は同法に基づく評価及び環境保全措置を適切に行い、上述の方針をふまえた事業実施に努めなければならない。また、同法対象外の事業についても、自主的な調査の実施等により同様に上述の方針をふまえた事業実施に努めなければならない。いずれの事業であっても、発電事業者は、その評価・調査結果を協議会及び町に報告し、本計画の適切な実施に結び付けるものとする。

### (2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

当町においては景観形成についての基本方針等は存在しないが、青森県景観計画第2に記載されている「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」に配慮しながら、当



【吉田松陰遊賞の碑から望む冬の十三湖】

町特有の景観及び歴史的な成り立ちを踏まえ、農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うこととする。

なお、本項に関しても、(1)と同様に、発電事業者は上述の方針をふまえた事業実施に努めるとともに、その評価・調査結果を協議会及び町に報告し、本計画の適切な実施に結び付けるものとする。

### (1) 目標

現状においては、電力会社への売電を前提とした大規模再生可能エネルギー導入が主となるため、送電線空き容量の問題等により、具体的な導入計画等のビジョンを示すことは困難な状況であるが、地域におけるエネルギーの地産地消など、今後あらゆる可能性を検討し、今後10年間(平成38年度まで)で総出力約35MWの導入を目指すこととする。そのほか、発電設備の建設を地元企業優先で行うことなどによる地元産業の発展や、固定資産税等の自主財源確保のため、再生可能エネルギーによる発電設備等の導入で町の活性化を目指す。

なお、地区aにおける風力発電設備は、総出力29,900kW(2,300kW×13基)の風力発電設備となる。また、地区bにはその蓄電池設備が設置されるため、固定資産税等による増収効果は20年間の事業期間で約13億円程度と見込まれている。また、地元企業優先での初期工事が行われる見込みであり、上述の目標達成に向けた整備がされるものと期待される。

### (2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定された設備整備計画の実施状況を調査し、その進捗状況を把握する。認定された設備整備事業者は、当町に対し、当町が指示した頻度で進捗状況等を報告するとともに、設備整備計画に変更があった場合は、速やかに当町へ報告するものとする。

さらに、今後の再生可能エネルギーの導入に関し、国や電力会社が定める方針・目標等による再生可能エネルギー導入量の情報収集に努め、関係機関と意見交換を図ることとする。

設備整備事業者は、再生可能エネルギーの発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去しなければならない。また、使用した土地については、直ちに原状に回復する義務を負い、その費用を全額負担することとする。

一方、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項が明記、保証されていることの確認に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃貸借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、土地賃貸借契約書内に記載されていることを確認することとする。

なし

### (1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取り組みの促進や、関係住民等の理解の醸成を図るため、町ホームページにより当町の基本計画を広く周知する。

### (2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約が適切に締結されていることなどを確認する。また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備事業者は実施状況の報告を行うこと、当町の是正の指導に従うこと等を基本的な条件としながら、再生可能エネルギー発電事業のエネルギー源や整備場所など、内容に応じて必要な条件を付するものとする。

### (3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、当町の是正の指導に従わない場合、その他認定の際に付された条件を満たさないなど、発電事業者が責任を果たさない場合においては、設備整備計画の認定を取り消す場合もある。

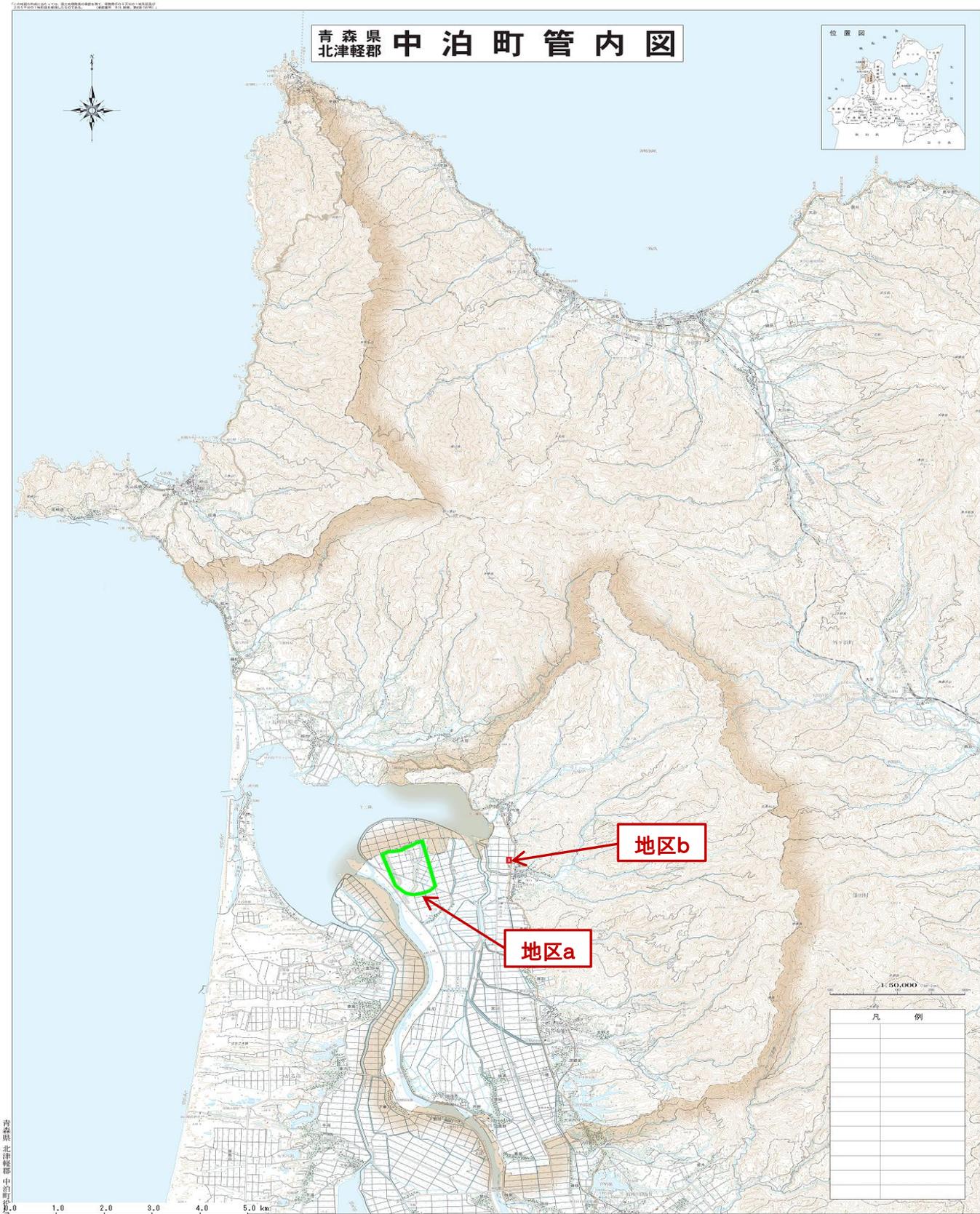
### (4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の競合

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第5条第6項の規定に基づく設備整備事業者からの提案があった場合で、再生可能エネルギー発電事業者の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域が競合した場合や、すでに基本計画に定められている促進区域に別のエネルギー源の発電事業者が整備を希望する場合は、関係する発電事業者は誠意をもって協議し、解決した上で協議会へ参加することとする。

#### **(5) 区域外の関係者との連携**

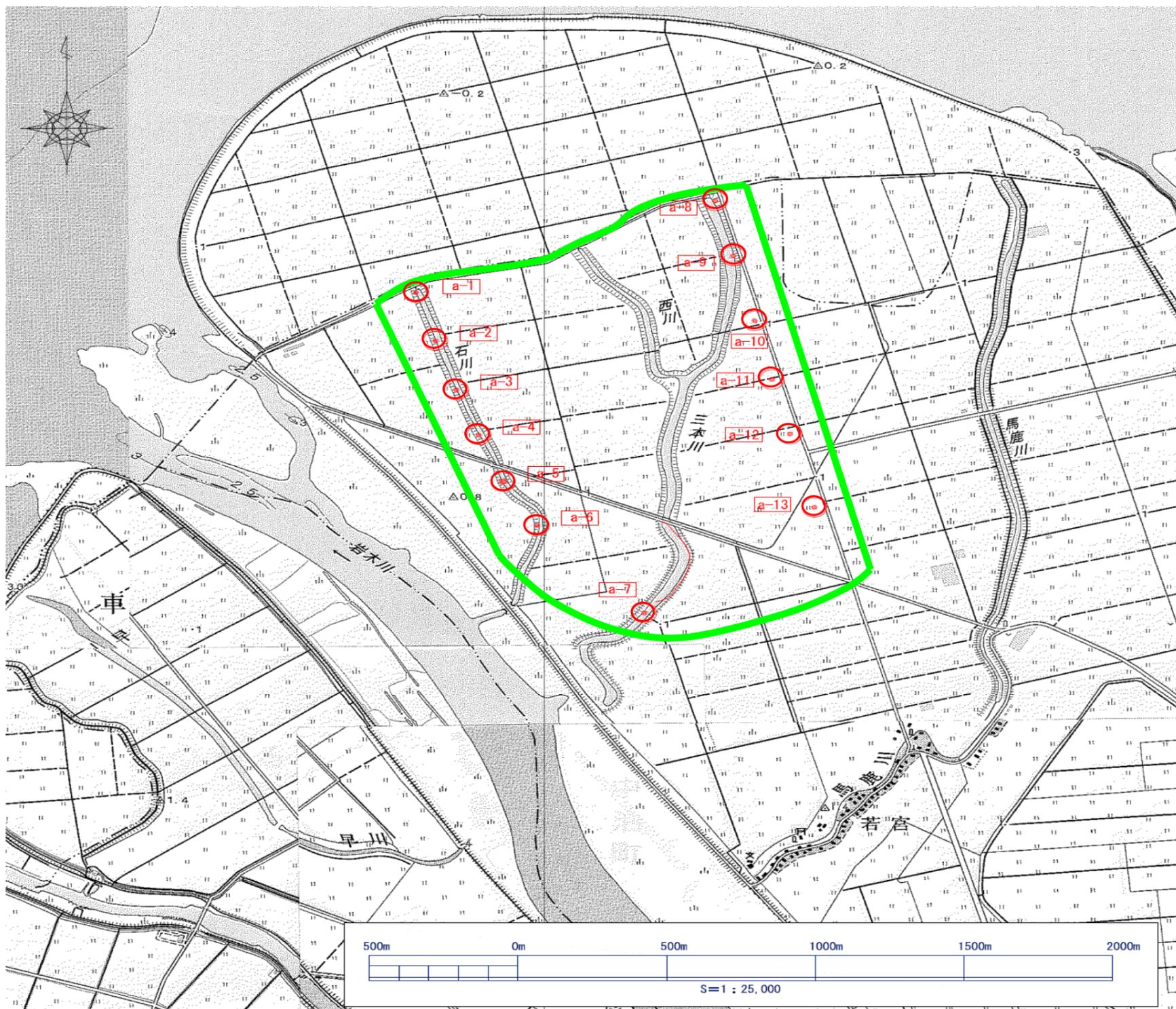
町、設備整備事業者（再生可能エネルギー発電事業者）、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合、林業団体等の関係者は、当町の区域外の関係者とも相互に連携し、優良事例等の情報共有化を行いつつ、不断の努力によって互いの利益となるような方策を見出し、中泊町の活性化に資する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に今後も取り組んでいくこととする。

# 別紙1 町内促進区域(全体図)



## ■凡例

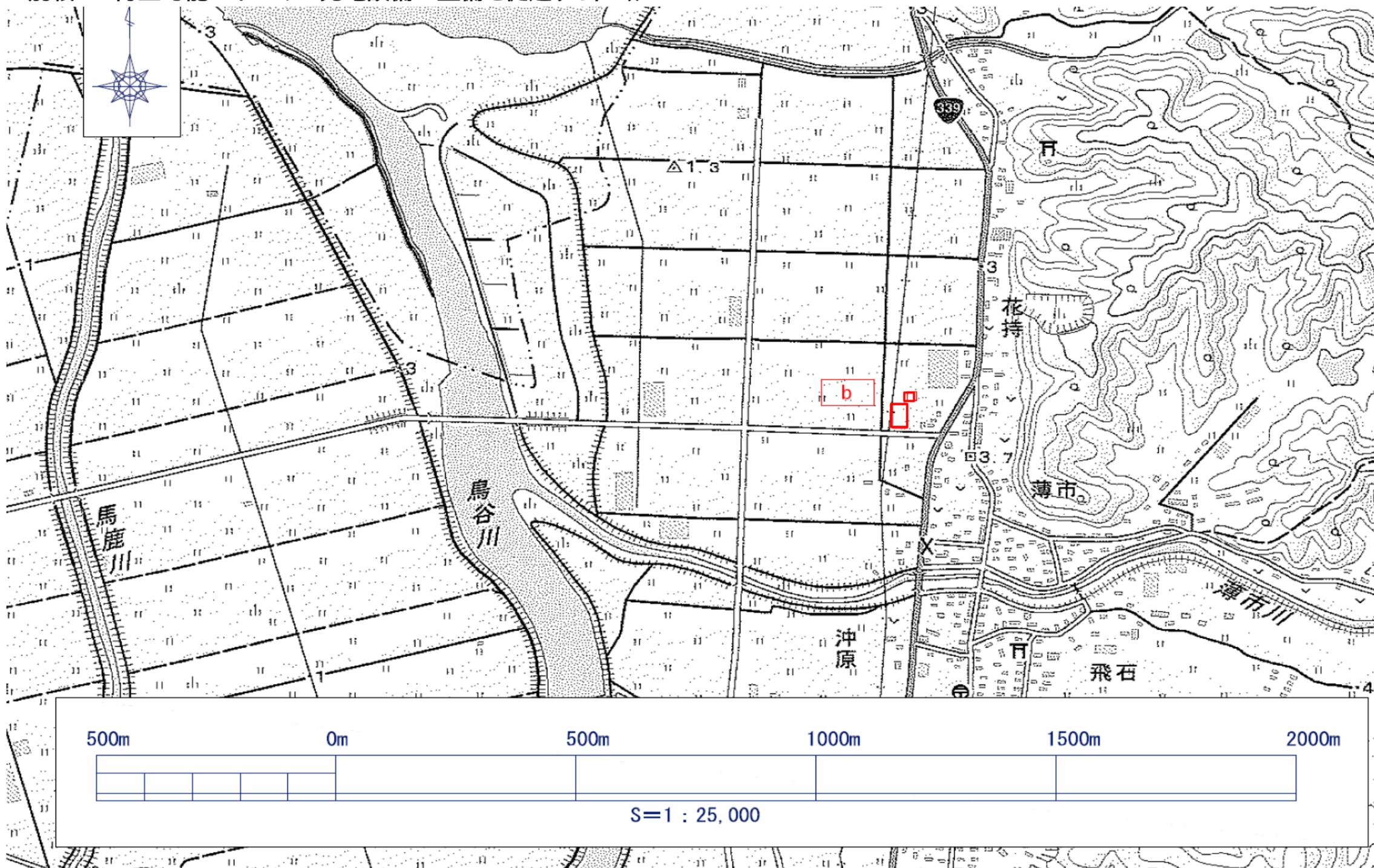
再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(風力発電)	<span style="color: green;">—</span>
再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(附属設備)	<span style="color: red;">—</span>



再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(風力発電)	
風力発電機	

番号	区域の所在	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
		登記簿	現況		
a-1	中泊町大字田茂木字若宮3395番地4地先	-	水路等	4,701	中泊町法定外公共物
a-2	中泊町大字田茂木字若宮3375番地3地先	-	水路等	4,400	中泊町法定外公共物
a-3	中泊町大字田茂木字若宮3358番地3地先	-	水路等	4,174	中泊町法定外公共物
a-4	中泊町大字田茂木字若宮3338番地3地先	-	水路等	5,147	中泊町法定外公共物
a-5	中泊町大字田茂木字若宮3293番地3地先	-	水路等	5,752	中泊町法定外公共物
a-6	中泊町大字田茂木字若宮3274番地3地先	-	水路等	5,734	中泊町法定外公共物
a-7	中泊町大字田茂木字若宮3253番地3地先	-	水路等	11,304	中泊町法定外公共物
a-8	中泊町大字田茂木字若宮2794番地4地先	-	水路等	5,109	中泊町法定外公共物
a-9	中泊町大字田茂木字若宮2781番地6地先	-	水路等	4,695	中泊町法定外公共物
a-10	中泊町大字田茂木字若宮2752番地5、2752番地6、2752番地7、2752番地8、2752番地9、2752番地10	田	田	668.12	
	中泊町大字田茂木字若宮2752番地9地先	原野	原野	48	
	中泊町大字田茂木字若宮2752番地6地先	公衆用道路	道路	7	
a-11	中泊町大字田茂木字若宮4896番地5、4896番地6、4896番地7、4896番地8	田	田	694	
	中泊町大字田茂木字若宮4896番地8地先	用悪水路	水路	84	
a-12	中泊町大字田茂木字若宮4875番地4、4875番地6、4875番地8	田	田	702	
	中泊町大字田茂木字若宮4875番地8地先	用悪水路	水路	79	
a-13	中泊町大字田茂木字若宮4683番地4、4683番地6、4683番地8	田	田	712	
	中泊町大字田茂木字若宮4683番地8地先	用悪水路	水路	82	

別紙3 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域b



■凡例

再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(附属設備)

番号	区域の所在	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		
b	中泊町大字薄市字花持580番地1	雑種地	雑種地	2,060	